

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成25年9月13日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 中道リース株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上鬼柳ショッピングセンター 北上市鬼柳町都鳥190番地2
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ウ 廃棄物等の保管場所の位置及び容量
 - エ 駐車場の収容台数
 - オ 駐輪場の収容台数
 - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成26年4月29日
- (5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成25年8月28日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所